

平成 29 年度第 2 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 30 年 2 月 13 日(火)に開催した都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

- 1 日 時 平成 30 年 2 月 13 日(火) 午後 2 時～ 午後 4 時
- 2 場 所 兵庫県農業共済会館(神戸市中央区) 7 階 大会議室
- 3 議事要旨

○第 1 号議案：東播都市計画 区域区分の変更

【議案の説明】

本県においては、少子高齢化や人口減少、東京一極集中の是正等の構造的な課題に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくため、人口対策と地域の元気づくりを柱とする「兵庫県地域創生戦略」を平成27年10月に策定し、「人や企業・資本が流入する兵庫をつくる」、「兵庫の産業競争力を強化」等、9項目の基本目標を掲げている。

このたび、この基本目標達成のための取組として、産業団地の開発計画が具体化した区域及び既に事業所が集積している区域を市街化区域に編入し、新たな事業者参入の機会を設けるとともに既存事業所の事業活動の活性化を後押ししようとするものである。

【概 要】

地区番号	市名	地区名	変更面積※ (ha)	変更種別	区域区分見直し理由
1	小野市	山田・池尻	約 41.4ha	編入	兵庫県企業庁及び小野市による新たな産業団地開発が確実であるため、市街化区域へ編入する。
2	小野市 加西市 加東市	繁昌・復井・高岡	約 55.3ha	編入	既に多数の事業所等が立ち並んでいる区域で、新たな民間開発事業の実施が確実であるため、市街化区域へ編入する。

※ 変更面積は、市街化区域の面積の増減を示す。

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第 2 号議案：東播都市計画道路(3.4.3号国道2号線ほか3路線)の変更

【議案の説明】

(国道2号線)

人口減少・高齢化など社会経済情勢の変化や、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえ、早期事業効果発現及び自転車・歩行者の安全性向上を図るため、一部区間の都市計画の線形、幅員及び区域を変更する。

また、加古川橋周辺において、加古川橋の再設計による縦断線形の変更及び既成市街地の特性を踏まえ、副道計画について再検討した結果、副道を削除し一部区域の変更を行う。

(米田平荘線)

加古川橋周辺において、国道2号線とともに副道計画について再検討した結果、一部副道を削除し一部区域の変更を行う。

(加古川別府港線)

交差する国道2号線の変更に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

(尾上小野線)

交差する国道2号線の変更に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

[概要]

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3.4.3	国道2号線	加古川市平岡町土山字万雑場	加古川市米田町平津字道堂	加古川市野口町坂元高砂市米田町米田	約10,270m	地表式	2車線	16m	
	車線の内訳		4車線			約4,270m				
	車線の内訳		2車線			約6,000m				
	3.2.140	尾上小野線	加古川市尾上町池田字池田開拓	加古川市神野町福留字山下	加古川市野口町坂元	約7,670m	地表式	4車線	30m	
	車線の内訳		4車線			約4,790m				
	車線の内訳		2車線			約2,880m				
	3.4.145	加古川別府港線	加古川市別府町別府字東町	加古川市加古川町大野字大町	加古川市尾上町養田	約9,310m	地表式	4車線	20m	
車線の内訳		4車線			約7,830m					
車線の内訳		2車線			約1,480m					
3.4.148	米田平荘線	加古川市米田町船頭字山ノ内	加古川市東神吉町出河原字切戸	加古川市米田町船頭	約1,820m	地表式	2車線	16m		

【主な意見等】

事業の早期実施を求める意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

○第3号議案：東播都市計画道路(3.2.140号尾上小野線)の変更

【議案の説明】

整備状況及び沿道の土地利用状況を踏まえて歩道形状を見直した結果、交差点部の一部区域の変更を行う。

[概要]

種別	名称		位置			区域	構造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造型式	車の線数	幅員
幹線街路	3.2.140	尾上小野線	加古川市尾上町池田字池田開拓	加古川市神野町福留字山下	加古川市野口町坂元	約7,670m	地表式	4車線	30m
	車線の数の内訳		4車線			約4,790m			
			2車線			約2,880m			

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第4号議案：産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である姫路市長が、兵庫県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、姫路市飾磨区中島の工業専用地域であり、周辺は工場等が立地している。

本案件は、産業廃棄物処理業には該当しない事業を行っている事業者が、破碎施設を増設する計画と併せて、新たに廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎についても処理可能な産業廃棄物処理施設として、都市計画上支障がない位置に設置しようとするものである。

[概要]

- 1 申請者 マキウラ鋼業株式会社
- 2 位置 姫路市飾磨区中島2160番、2162番、2172番1、2214番1、2214番2、2215番1
- 3 面積 約16,300㎡
- 4 施設概要 産業廃棄物処理施設（破碎施設）

廃プラスチック類	2,049.84 t / 日（24時間）
木くず	1,434.24 t / 日（24時間）
がれき類	2,336.88 t / 日（24時間）

【主な意見等】

生活環境影響調査の調査項目について質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

○第5号議案：産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である兵庫県知事が、兵庫県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、相生市竜泉町の準工業地域であり、周辺は国道2号、山陽自動車道及びJR山陽本線に囲まれている。

本案件は、生コンクリートの製造販売を行っている事業者が、工事現場で余剰となったコンクリートくず及び建築物の解体等により排出されるがれき類を再生砕石材として再資源化する産業廃棄物処理施設を、都市計画上支障がない位置に建築しようとするものである。

〔概要〕

- 1 申請者 株式会社金海興業
- 2 位置 相生市竜泉町 296 番 3、298 番 1、299 番、312 番 1、312 番 2、313 番、313 番 2、314 番、315 番 1 の各一部
- 3 面積 約 2,600 ㎡
- 4 施設概要 産業廃棄物処理施設（破碎施設）
がれき類 368 t / 日

【主な意見等】

既存の施設等からの離隔距離に関する基準や隣地の土地利用について質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

○報告事項：都市計画区域マスタープラン等の見直しに係る基本的な考え方について

都市計画区域マスタープラン等の見直しに係る基本的な考え方について、報告を行った。

-
- 4 お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課都市行政班
(078) — 362 — 3578

※ この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、3月下旬には同センターにおいて閲覧できる予定です。